

京都市上下水道局告示第10号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号及び第3号の規定に基づき代表者及び営業所の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成22年5月18日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都府宇治市槇島町十一96番3号

近畿日化サービス株式会社

代表取締役 黒川 章夫

2 変更事項（代表者及び営業所の変更）

三井幸雄から黒川章夫に変更

京都市伏見区竹田藁屋町57から京都府宇治市槇島町十一96番3号に変更

（上下水道局下水道部管理課）